

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件

令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件

令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 入江須美 外31名

被告 西予市 外2名

準備書面(15)

令和7年3月7日

松山地方裁判所 民事第1部 合議一係 御中

被告西予市訴訟代理人弁護士 大島博雅



被告西予市は、下記のとおり、弁論の準備をする。

記

原告訴訟代理人らは、2025年2月28日付「準備書面26」第1「被告西予市の責

任」第2項「被告西予市の主張」において、被告西予市の主張の要約として、「土居支所長の野村ダムの治水に関する基本的な知識不足や、野村ダム管理事務所から伝えられた避難情報への認識不足があり」、それを「西予市が責任を免れる理由」と記載している。しかし、これは、被告西予市の主張の誤った理解であり、そして、被告西予市の令和6年12月17日付「準備書面(13)」の誤った要約であり、また、誤った引用である。

被告西予市は、令和6年12月17日付「準備書面(13)」において、この部分に対応すると思われる箇所には次のような記載をしている。

令和6年12月17日付「準備書面(13)」8頁3行目～12行目

異常洪水時防災操作（ただし書操作）をしてダムから放流されることにつき、被告西予市は、いかなる災害が発生するか予め知ることはできず、いつ・どこで・どのような災害が発生するのかという判断をすることもできない（そもそも判断機関・役割が決まっておらず、被告西予市に判断機関としての適格性もない）。

午前6時8分、被告西予市は、野村ダム事務所からホットラインで、「流入予測量」「毎秒1750立方メートル」との連絡を受けた。しかし、野村ダムの異常洪水時防災操作に関するハザードマップもないことから、どれだけの放流量でどこまで浸水するか予測もつかず、また何時にどれだけの放流量に変化するのかという情報共有もなかった。

被告西予市の準備書面を見れば、原告訴訟代理人らの理解の誤り、要約の誤り、引用の誤りは明らかである。

原告訴訟代理人らの上記記載につき、強く異議を申し立てる。

以上